

## 審査の結果の要旨

氏名 鈴木 恭子

申請者の鈴木恭子氏の博士論文審査は、2022年2月16日13時より、zoomを用いたオンライン方式により実施された。申請者からの約30分の発表、本人との約60分の質疑応答後、審査委員会委員による審議をおこなった。

本論文は、日本社会におけるジェンダー秩序と労働市場の格差構造の構築、およびそれらの関連を解明した、実証的社会科学研究の成果である。

論文は、全7章より構成される。第1章では序論として、問題意識とその背景が整理された。日本においてジェンダー格差がなぜ改善されないのか、という根源的な疑問に対し、労働市場の構造と実態、日本型雇用のもとでのジェンダー秩序の言説と規範という2つの観点からせまることが述べられる。ジェンダー格差の問い方という「問題」、構造をどのようにとらえるかという「視座」、それから労働市場の構造と異質性の構築という「対象」において、従来の議論と対比するなかで、本論の独自性を主張する。

第2章では、既存研究の包括的なレビューをおこなった。欧米における二重労働市場論の学説、日本における二重労働市場論の研究展開と実証的知見、労働市場のジェンダー格差にかかわる研究等について、それらの到達点と課題を展望する。

続く第3章から第6章には、本論で新たに提示された実証研究や議論の成果が提示される。第3章は、潜在変数を用いた統計モデルにより、さまざまな属性要因が賃金に与える影響の違いを検討した。その結果、2つの異質な「賃金決定システム」から労働市場が構成されていること、それは正規/非正規の区分と一部重なりながらもそれとは完全には一致しないこと、さらにこの分断は企業規模およびジェンダーと深く関連していることを見出した。

第4章では、労働市場の異質性と労働組合の関連を焦点として検討がなされた。労働組合の存在は、正規雇用の賃金の水準と、その分布のあり方に対し、明確に影響を及ぼしていることが明らかにされた。

第5章では、1911年の工場法の制定過程を歴史的資料に基づいて考察した。なぜ100年以上も前の労働立法に着目すべきなのかという問いに対し、日本の

雇用労働を規定するジェンダー規範がどのように構築されたのかを、雇用労働の始まりに立ち返って明らかにする必要性を指摘する。その検討の結果、工場法の制定にいたる過程にて、政府や経営者が女性保護に関して議論することを通じて、女性の工場労働という新たな社会現象に対する意味づけを行い、雇用労働にジェンダーの分割を持ち込んだことがうかがえた。

第6章では、戦前に構築されたジェンダー秩序が、敗戦・民主化によっては大きな変化を受けず、雇用の場における男女格差が維持され、いくつかの契機を経て労働政策・労働法にうめこまれていった様相が議論された。

そして終章である第7章にて、なぜ日本の雇用における男女格差が縮小しないのかという問いに対して、現在の労働市場はジェンダー秩序と密接不可分に結びつきながら分断が構造化されており、かつ、正規雇用／非正規雇用の待遇格差の不合理性を判断する際の労働法の基準の背景にジェンダー秩序に関わる規範の影響がみられるからである、と答えた。

以上の構成・内容の論文について審査し、次のように評価された。第1に、日本の雇用労働におけるジェンダー格差の原点から現在までを丹念に検証したきわめて学術的価値の高い論文である。「異質性」からの検討という独自の観点に端的にあらわれているように、理論的に優れた研究成果である。それとともに、潜在構造分析のように高度な統計技法を用いた結果の導出や、丁寧に資料を検討して導いた新しい解釈も数多くあり、実証的にも優れている。また、申請者自身の言葉で力強く結論を導いている点にも高い評価が与えられる。第2に、労働市場の二重構造論という、近年忘れられていたが非常に重要なテーマの再定式化に成功した。従来の二重構造の議論が主に企業規模について論じられていたのに対し、本論文ではそこにジェンダーと雇用形態が絡みあい、ジェンダーに基づき分断される二重構造という現代的な労働市場の姿を詳らかにした。これは同時に、正規／非正規の格差と単純にとらえる見方を乗り越えるものでもある。第3に、学際的な社会科学研究の成果として、卓越している。理論的には労働経済学から社会学的ジェンダー論まで、方法的には個票データの計量分析から歴史資料の解釈までにわたり、俯瞰的に考究することで、多くの分野にて参照されうる価値ある学術論文となっている。

質疑応答を通して、申請者が関連領域にかんする十分な知識を有しているとともに、本研究の意義および限界を明確に把握していることが確認された。

ただし、次のような批判や疑問も提起された。第1に、本論では戦時期の話が抜けているので、総力戦体制下で当時の政府が強く打ち出していた「母役割・妻役割」との関連は考察できていない。第2に、差別か平等かといった二項対立的な図式は果たして日本に限られた問題なのか。そのうえで、二項対立ではない異質間平等を評価するための尺度のオルタナティブとは何なのか。第3に、本論

文ではもっぱら雇用にまつわる議論に終始したが、その外側にある、家族政策の変化や、自営業・農業など産業構造の変動とのかかわりまでみれば、また異なる論点がみえてくるのではないか。第4に、一部の理論的文献の解釈が、理論的研究者の見解に寄り過ぎており、申請者の独自の観点から解釈するほうが望ましいことが指摘された。

しかしながら、これら諸点は、本論文で打ち出された学術的価値を損なうようなものでは決してない。申請者が、今後続く研究の展開の中で、新たな研究構想を発展させる種となる建設的な批判であったといえよう。実際、申請者はこれら諸点に対し、現時点での見解と限界を誠実に述べ、今後の課題として位置づけつつ、十分な応答をおこなっていた。

よって本論文は博士(学際情報学)の学位請求論文として合格と認められる。